

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 2 8 日

〔 各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 〕 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

水道事業等の認可の手引きの改訂について（送付）

平素より水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

地方分権改革におきましては、地方公共団体等から提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」により、地方の発意に根ざした新たな取組を推進しているところです。

平成 27 年 12 月には「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、水道事業について、給水区域の拡張に係る事業変更であって、一定の要件を満たす場合には、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化することとされました。本決定を踏まえ、「水道事業等の認可の手引き」（昭和 60 年 6 月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課事務連絡）を別添 1 のとおり改訂したので、送付いたします。なお、本改訂において、その他所要の改正も行っていることを申し添えます。

本手引きは認可等に関する申請や審査等についての当課の基本的な考え方を示したものであり、不明な点等があれば、当課まで確認をとっていただきますようお願い申し上げます。

（参考）

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針

http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb27_honbun.pdf

（添付資料）

別添 1：水道事業等の認可の手引き（平成 28 年 3 月版）

別添 2：新旧対応表

別添 3：平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針の概要

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品全部水道課

吉田、鈴木

電話 03(5253)1111 内線 4014、4009